

# 山口新一郎賞の今後の取扱い

公益財団法人 年金シニアプラン総合研究機構

# 公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構 山口新一郎賞の今後の取扱い

## 1 趣旨

山口新一郎賞は、故・山口新一郎元厚生省年金局長のご遺族から当法人になされた寄付をもとに設置された。山口賞準備資金は枯渇するに至ったが、当法人は公益認定を受け一層の公益の増進に取り組むべき立場になっている。

それらを踏まえ、今後も、最近公表された年金に関する論文の執筆者の中から受賞者を選定し、賞の恒久的実施を図る。これによって、年金問題に関する一般の関心を高めるとともに、年金に関する調査研究の振興に資することとする。

## 2 実施方法

当法人に「山口新一郎賞選定委員会」を設置する。選定委員会について必要な事項は別に定める。

理事長は、年に1回、「年金と経済」及び同誌以外に概ね最近2年間に公表された年金に関する論文の中から特に優れていると認められるもの数編を候補作として選定委員会に提示するものとする。理事長は、候補作の探索のため、当法人の役職員及び「年金と経済」の編集委員から推薦を募るとともに、必要に応じ、それ以外の者にも推薦を依頼することができるものとする。

選定委員会は、山口新一郎賞の受賞者を決定するため、提示された候補作の中から最も優秀なものを選定する。ただし、選定委員会は、授賞に値する論文がないことを理由に選定しないことがあるものとする。

理事長は、選定された論文の執筆者を受賞者とし、賞を授与する。

なお、受賞者が決定するまでは、選考に関する情報は外部には開示しない。

## 3 選定基準

次のすべての基準を満たす論文を選定するものとする。

年金制度、年金資金の運用、年金受給者の生活等、公的年金及び私的年金に関連するもので、広く周知されることが望ましいと認められるもの。

次のいずれかに該当するもの。

ア 新規性・独創性が認められ、学術論文として年金分野における調査研究の水準の向上を図ることができるもの。

イ 年金問題についての知識や理解を深め、かつ、政策や実務に有益な影響を与えることができるもの。

論旨が一貫し、主張や論点が明瞭で分かりやすく記述されているもの。

#### 4 山口賞の授与

受賞者に対しては賞状と副賞（20万円）を授与する。

#### 5 施行

この取扱いは、平成25年12月9日から施行する。

選定の対象は、平成24年4月以降に掲載された論文からとする。

この取扱いは、平成28年12月12日から施行し、平成29年の推薦から適用する。

この取扱いは、平成29年11月14日から施行し、平成30年の授賞から適用する。